

令和5年12月27日に公表した「令和5年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」の結果等を踏まえ、学校における働き方改革を一層推進する上での留意事項についてお知らせします。

5 初財務第 14 号  
令和 5 年 12 月 27 日

各都道府県教育委員会教育長  
殿  
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局財務課長  
安 井 順一郎

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長  
堀 野 晶 三

令和5年度教育委員会における学校の働き方改革のための  
取組状況調査結果等に係る留意事項について（通知）

学校における働き方改革については、これまでも、中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会において令和5年8月28日に取りまとめられた「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（以下「緊急提言」という。）及び緊急提言を踏まえた令和5年9月通知<sup>1</sup>等により、取組の徹底をお願いしているところです。

この度、緊急提言及び令和5年9月通知（以下「緊急提言等」という。）においてフォローアップの必要性が指摘された事項を中心として実施した、標記調査結果を取りまとめました。各教育委員会及び各学校における御尽力による順調な進捗が数多く見られた一方で、取組を更に加速すべき状況も確認されたことから、文部科学省として、特に御留意いただきたい事項について下記のとおり整理しました。各都道府県教育委員会及び各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、本件について周知をお願いします。また、緊急提言において「より持続可能な学校の指導・運営体制を構築していくためには（略）それぞれの主体が自分事としてその権限と責任に基づき主体的に取り組むこと」が必要とされていることを踏まえ、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、本件について周知を図るとともに、市区町村教育委員会や各学校等のそれぞれの主体がその権限と責任を踏まえて適切に対応できるよう、十分な指導・助言に努めていただきますようお願いいたします。

---

<sup>1</sup> 「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）（令和5年9月8日付け5文科初第1090号初等中等教育局長・総合教育政策局長通知）

## 記

### 1. 緊急提言等を踏まえ特に優先的に取り組む「3分類」の項目について

「学校・教師が担う業務に係る3分類」（以下「3分類」という。）に基づく14の取組のうち、緊急提言等を踏まえ各教育委員会が特に優先的に取り組むとした項目は別添1の10ページのとおりである。

「部活動」「学習評価や成績処理」「支援が必要な児童生徒・家庭への対応」など、支援スタッフの一層の配置によって推進できる項目が多く選択されていた。文部科学省としては令和6年度予算案において、別添2のとおり、教員業務支援員を全小・中学校に配置するために必要な経費のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の支援スタッフに係る予算を充実させているため、各教育委員会においては、首長部局と連携し、一層の配置促進に努めていただきたいこと。特に、教員業務支援員については、事業開始や一層の協働のためのポイントをまとめた手引きを別添3のとおり作成しているため、必要に応じて活用いただきたいこと。

また、「学校徴収金の徴収・管理」や「調査・統計等への回答等」など、各教育委員会の権限と責任に基づく対応によって改善が見込まれる項目も多く選択されたこと等を踏まえ、引き続きそれぞれの主体が自分事として主体的に取り組んでいただきたいこと。

なお、優先的に取り組むとの回答が多かった項目については、各教育委員会または各学校における具体的な取組事例を別添1の12～19ページで紹介しているので、適宜参照の上、自らの地域・学校における取組を加速いただきたいこと。

### 2. 授業時数や学校行事の在り方の見直しについて

緊急提言等で指摘された授業時数に係る点検及び教育課程編成の改善に向けた指導・助言については、全ての都道府県・政令市及び85.7%の市区町村の教育委員会が、学校行事の精選・重点化等を図るための指導・助言については、全ての都道府県・政令市及び93%の市区町村の教育委員会が、「既に実施・実施中」または「実施に向けて検討中」と回答しており、速やかに改善が図られるよう、引き続き着実に推進いただきたいこと。

他方で、市区町村の教育委員会のうち、授業時数の点検等について、「特に取り組んでいない、取り組む予定はない」と回答した14.4%の教育委員会については、標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成している所管の学校がある場合には、見直すことを前提に点検を行い、指導体制に見合った計画とするなど、改善が適切に行われるよう速やかに指導・助言を行っていただきたいこと。また、標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成している所管の学校が無い場合にあっても、緊急提言等において、全ての学校において、授業時数について点検した上で、令和6年度以降の教育課程の編成に臨むよう求めていることを踏まえ、令和6年度に向け、適切に指導・助言を行っていただきたいこと。

また、市区町村の教育委員会のうち、学校行事の精選・重点化等について「特に取り組んでいない、取り組む予定はない」と回答した7%の教育委員会については、所管の学校がそれぞれの学校行事の教育的価値を検討し、教育上真に必要なとされるものに精選することや、より充実した学校行事にするために行事間の関連や統合を図ることなどに取り組むよう、適切に指導・助言を行っていただきたいこと。

### 3. 公平な「見える化」に向けた基盤づくりについて

緊急提言等を踏まえ、公平な「見える化」に向けた基盤である客観的な在校等時間の把握（以下「客観把握」という。）の現状についてフォローアップを実施したところ、88.5%の教育委員会において、域内全ての小学校、中学校、高等学校<sup>2</sup>で客観把握が適切に行われていることが確認された<sup>3</sup>。来年度の同調査においては、時間外在校等時間の状況についても調査予定であることから、引き続き域内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における客観把握のための取組を推進いただきたいこと。

他方で、現時点で客観把握が適切に実施できていない教育委員会においては、客観把握を行うことが指針において示されていることを踏まえ、早急に適切な客観把握を開始できるよう、準備いただきたいこと。また、客観把握の開始については、今後毎年度進捗状況をフォローアップ予定であることに留意されたいこと。なお、指針に係るQ&Aについて、客観把握の方法についての考え方を改めて整理し、別添4のとおり一部改正しているため、必要に応じて確認されたいこと。

都道府県教育委員会においては、特に客観把握を適切に実施できていない域内の市区町村教育委員会に対して、客観把握の実施に向けたノウハウ提供や域内の先進事例の紹介など、必要な指導、助言又は援助を実施されたいこと。

### 4. 本通知の位置付けについて

本通知は、令和5年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果のうち、特に緊急提言等において指摘された内容のフォローアップに係る事項を中心に通知するものであり、学校における働き方改革に係る取組の留意事項については、本通知のほか、令和5年2月通知<sup>4</sup>、令和4年

---

<sup>2</sup> 義務教育学校、中等教育学校を含む。

<sup>3</sup> 今回の調査では、教育委員会に対し、域内の全ての学校で「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号。以下「指針」という。）に基づくICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法での在校等時間の把握をしているかを確認した上で、令和5年9月通知を踏まえ、「校外」及び「土日や祝日など」に校務として行う業務の時間も客観的に把握しているかも併せて確認し、それら全てを把握していると回答した教育委員会を「域内全ての学校で客観的な在校等時間の把握が適切に行われている教育委員会」として計上している。

<sup>4</sup> 令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等を踏まえた「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について（通

1月通知<sup>5</sup>及び平成31年3月通知<sup>6</sup>等によるものであること。

- 別添1：令和5年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果概要
- 別添2：令和6年度文部科学省予算案抜粋
- 別添3：教員業務支援員との協働の手引き ～みんなにとってより良い学校を目指して～
- 別添4：公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針に係るQ&A（令和5年12月時点）

本件担当：

**【通知全般に関すること】**

初等中等教育局財務課校務調整係

T E L：03-5253-4111（内線 3704）

E-Mail：[ko-mu@mext.go.jp](mailto:ko-mu@mext.go.jp)

**【「3. 公平な「見える化」に向けた基盤づくりについて」に関すること】**

初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係

T E L：03-5253-4111（内線 2588）

E-Mail：[syoto@mext.go.jp](mailto:syoto@mext.go.jp)

---

知）（令和4年1月28日付け3文科初第1889号初等中等教育局長通知）」の補足事項について（通知）（令和5年2月3日付け4初財務第14号初等中等教育局財務課長・初等中等教育企画課長通知）

<sup>5</sup> 令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について（通知）（令和4年1月28日付け3文科初第1889号初等中等教育局長通知）

<sup>6</sup> 学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）（平成31年3月18日付け30文科初第1497号文部科学事務次官通知）